

# 政党の政治活動をしなければ民主主義が危機に瀕します 市職員に「しんぶん赤旗」を購読依頼し集金することは条例違反にはあたりません

10月18日の議員定例懇談会で、山田善一議長が、5人の市議の審査請求を受理し、私を審査する政治倫理審査会の設置を発表しました。請求者は、市職員への「しんぶん赤旗」の購読依頼と代金集金が「権限又は地位を利用して、いかなる金品も授受しない」という規定に抵触するとの主張ですが、それは当たりません。

第一に、市職員は、購読するか否かを自由に判断できるので、地位を利用したことにはなりません。審査請求の手続きには、違反を証する資料の添付が義務づけられています。もし自由に判断できないような圧力をかけたり、不当な要請をした事実があるのなら、その証拠を示す必要があります。しかし、今回は添付資料がありません。

第二に、市当局は小原市議の一般質問（9月20日）に答え、しんぶん赤旗の購読について、「市の管理職としては、多種多様な情報収集をもとに的確な指示を出すという基本がある。しんぶん赤旗も含まれる」と自らの判断で購読している旨を答弁しています。第三に、違反の該当条項とされた第3条第2号は、「職務に関して不正の疑惑をもたれ

る恐れのある行為」（1号）の最たるものとして、地位利用の金品授受の禁止を定めたものです。口利きの謝礼などを禁止したので、新聞購読料の集金など対価の收受を禁止したものではありません。さらに、山田議長が請求者に名前を連ねたのは、議長権限を明記し、審査会設置に慎重な対応を求める条例趣旨に反しています。

なおかつ、政党の政治活動は憲法21条に保障されており、禁ずれば民主主義が危機に瀕します。日本共産党は企業・団体献金や政党助成金を受け取らず、「しんぶん赤旗」の事業活動等で政治資金を生み出しています。だからこそ、国民の立場に徹し、税金の使い方を厳しくチェックできるのです。

審査会において審査に協力することは当然ですが、皆様はどうお考えになりますか。

## 審査請求した5市議

- 小原文司市議（代表請求者）
- 鈴木基方市議（請求者）
- 山田善一市議（請求者）
- 大石源廣市議（請求者）
- 小泉二三雄市議（請求者）

## 大月市議会議員政治倫理条例

（平成25年9月制定）一部抜粋

### （目的）

第1条 議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与する。

### （政治倫理基準）

#### 第3条

- （1）市民の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- （2）公職選挙法の遵守はもとより、その権限又は地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- （3～8）具体的内容の規定

### （審査請求の手続き）

#### 第7条

議員にあっては5人以上のものの連署をもって、議長に対し、違反する行為の存否に関する審査の請求をすることができる。この場合、審査請求書に、対象議員が遵守義務に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付し、議長に提出しなければならない。

2 議長は、その内容及び添付書類について確認し、不備があるときは補正を命ずることができる。

3 議長は、審査請求が1項に規定する要件を満たしていないとき、又は補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。

## 市議会の政局動向

- 3月 ・大月短大木造新校舎予算否決
- 4月 ・臨時会で木造新校舎予算可決
- ・西室議長不信任動議提出否決
- 6月 ・「藤本みのる市政報告」ビラで市議会の政局動向を記述

日本共産党が木造新校舎予算に賛成した理由を述べたうえで、予算に反対するグループが議長不信任動議をはじめ、かつてない対応で臨んだことを告発。執拗な対応の背景に衆議院山梨2区の政局があることから「自民党関係議員の行動」と指摘。

- ・全員協議会で6市議がビラの釈明要求と抗議
- 藤本市議が説明（22日）
- 9月 ・全協で再度ビラ等の謝罪要求
- 藤本市議応じず（6日）
- ・小原市議が一般質問で「しんぶん赤旗」の庁舎内での活動を問題視質問（20日）
- ・総務産業常任委員会で4委員が審議拒否。流会を避ける為藤本委員長が辞職（23日）
- ・山田善一新議長就任（30日）
- ・政治倫理条例違反で5市議が藤本市議を審査請求（30日）
- 10月 ・山田議長が議員定例懇談会で藤本市議に関する政治倫理審査会を設置（18日）
- 11月 ・審査会設置を理由に市議会広報委員長の不信任動議可決
- 藤本委員長が辞職（4日）